

特記仕様書

(共通仕様書の適用)

- 1 本業務は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書平成28年10月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。
なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

(共通仕様書に対する変更仕様事項)

- 1 「徳島県農林土木工事共通仕様書 平成28年10月」に対する特記及び追加仕様事項は、次のとおりとする。

(交通安全管理)

- 1 受注者は、供用中の道路に係る業務の施行にあたっては、交通安全について、監督員、道路管理者、および所管警察署と打ち合わせを行うとともに、「道路工事の安全施設設置要領(案)」(平成8年3月)等を参考に実施するものとし、より一層の安全対策を講じるものとする。
- 2 業務箇所の起終点に設置する標識板については、業務名、実施期間、事業主体名、業務受注者名、連絡先および電話番号等を記入しなければならない。

(安全教育等)

- 1 本業務の施工に際し、現場に即した安全訓練等について、業務着手後、原則として作業員全員の参加により一月当たり半日以上の時間を割当て下記の項目から実施内容を選択し安全訓練等を実施するものとする。
 - ① 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - ② 本業務内容等の周知徹底
 - ③ 本工事安全施工技術指針等の周知徹底
 - ④ 本業務による災害対策訓練
 - ⑤ 本業務現場で予想される事故対策
 - ⑥ その他、安全衛生教育として必要な事項
- 2 「安全訓練等実施報告書」により、安全・衛生に関する研修訓練等とわかる写真・実施日・参加者(現場責任者含む)等必要事項を記入のうえ提出すること。

(施工管理等)

- 1 業務写真は、同一箇所で行った完成・施行前・施行状況を対比させて添付し、施行区間全体を切れ目なく撮影すること。

(土砂の選別)

- 1 業務箇所に堆積した土砂1,000立方メートルを対象とし、2センチメートルメッシュでふるい作業を行う。
- 2 ふるい作業は2回とし、1回目作業のふるい上の土砂について、再度、ふるい作業を行う。
- 3 2回目のふるい作業のふるい上の不純物については、立ち会いの上確認を行い、その種類に応じて適切に処分する。
- 4 不純物の処分については、別途監督員と協議するものとする。

(土砂の搬出)

- 1 本業務においては、次に掲げる仮置場へ搬出することを予定している。

| 土砂仮置場(受入場所) | 運搬量 |
|----------------|-----------|
| ① 松茂町豊岡芦田鶴 | 300立方メートル |
| ② 鳴門市里浦町里浦字大久保 | 150立方メートル |
| ③ 鳴門市鳴門町土佐泊浦大毛 | 450立方メートル |

- 2 運搬する砂は、業務箇所において受入場所ごとに整形し、計量する。
- 3 受注者は事前に受入場所と受入条件の協議を行うこと。受入先との協議の結果、他の受入場所へ搬出する必要がある場合は、監督員と協議することとする。
- 4 搬出作業の終了後、業務箇所は、1,000平方メートルに敷き均しを行う。

(交通誘導警備員)

- 1 交通誘導警備員とは、警備業法（昭和47年法律第117号 一部改正平成16年法律第50号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員で、交通誘導業務に従事する者のことであり、本工事においては延べ人数12人（うち検定合格警備員12人）を見込んでいる。なお、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。
- 2 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績調査表」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、一月毎に監督員に1部提出しなければならない